

岐阜女子大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

岐阜女子大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、岐阜女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は昭和21(1946)年開講の専門学校「華陽女子学園」を母体としており、その建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。それは「慈しみの心を育み(人らしく)、きめ細やかな感性を発揚し(女らしく)、自我を確立させ(あなたらしく)、責任ある個性が発揮できる(あなたならではの)人材を育成する(教養ある高度な専門職)」という教育理念として明確にされている。

大学の個性・特色は「デジタル・アーキビストの育成」という点で顕著であり、時代の変化に対応した教育が平成16(2004)年度より現在に至る間になされており、社会に広く貢献している。大学の使命・目的は寄附行為や学則等に明示されている。

「基準2. 学修と教授」について

ホームページ、大学案内、進学相談会、オープンキャンパスなどを通じて建学の精神に基づいたアドミッションポリシーが広く学内外に周知されている。入学者選抜は多様な方式で実施している。アドバイザー担当者は定期的に学生と面談し、その出席状況や授業態度、学生生活の状況等を把握し、適切な学修指導及び生活指導を行っている。

就職・進学に対する相談・助言の核となるキャリア支援センターを教職員で運営している。また、各学科・専攻において、長期休暇中に学修課題を出して専門教育に関する幅広い知識と考え方を学修する機会を提供している。ラーニングコモンズが図書館に整備され、講義や演習や学生の自主学修を促している。学内は、バリアフリー化が着実に進められているほか、教育目的の達成のための研究機関である各種のセンターが充実し、有効な活用がなされている。学生に対する経済的支援としては、「遠隔地特別奨学金」「岐阜女子大学特別奨学金」などの多様な奨学金制度が準備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人・大学は寄附行為等にのっとり、自主性と公共性を重んじつつ継続的にその運営と向上に努めており、意思決定機関である理事会や諮問機関である評議員会は適切に機能している。また、管理運営機関としての事務局が業務を遂行している。4人の監事による監査、公認会計士の外部監査、監事と内部監査室との連携による内部監査などの体制が整備されている。消費支出は収支の均衡がとれ、堅調に推移している。教学面における大学の意思決定は「岐阜女子大学教授会規程」によって、教授会が運営され、学長が議長として主導し、大学の教育・研究及び管理を統括する体制になっている。学長は、理事会、常任理事会、「部長会」、教授会、大学院委員会、「主任会議」等に参画し各々の組織構成を適切

に機能させながらリーダーシップを発揮している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学・大学院学則に基づき自己点検・評価活動を行っている。「認証評価小委員会」は平成 23(2011)年度に「学生による授業評価を踏まえた教育改善」、平成 24(2012)年度に「学生生活実態調査の集計結果とその対応」を自己点検・評価報告書として学内外に公表している。また、平成 25(2013)年度には FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)委員会に関する各規定の整備や IR(Institutional Research)室の設置など自己点検・評価体制の適切な改善を図っている。「学生による授業評価アンケート」や文部科学省の現代 GP(現代的教育ニーズ取組支援プログラム)「大学教育・学生支援事業」については教務委員会が取りまとめ、その成果と課題は「部長会」等を経ることにより、全教職員が共通理解を持って学生指導や教育研究上の改善などに役立てている。「部長会」「主任会議」「認証評価小委員会」において自己点検・評価項目の改善・向上が検討され、改善策や施策として関連部署に提案される PDCA サイクルが形成されている。

総じて、大学は建学の精神に基づいて教育理念及び教育目標の意味・内容を適切に具体化している。大学の個性・特色は「デジタル・アーキビストの育成」という点で顕著である。法人・大学は寄附行為等にのっとり、自主性と公共性を重んじ継続的にその運営と向上に努めている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みである「基準 A.社会貢献」「基準 B.社会ニーズに対応した人材育成」「基準 C.社会連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。また、「慈しみの心を育み（人らしく）、きめ細やかな感性を発揚し（女らしく）、自我を確立させ（あなたらしく）、責任ある個性が発揮できる（あなたならではの）人材を育成する（教養ある高度な専門職）」という教育理念をもとに、使命を定めている。

大学及び大学院の使命・目的及び各学科・専攻の教育目的は、「学校法人杉山学園寄附行為」第3条、学則第1条、同第2条第2項、大学院学則第1条、同第2条第2項において簡潔な表記を用い、かつ具体的に規定され、学生便覧等に明示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は平成16(2004)年度から取組んでいる「デジタル・アーキビストの育成」という点で顕著であり、教育目標に基づいた教養ある高い専門性をもつ職業人の育成に対応した教育は、継続的かつ組織的になされ、広く社会に貢献している。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、教育基本法、学校教育法、設置基準等へのとおり、「学校法人杉山学園寄附行為」第3条、学則第1条、同第2条第2項、大学院学則第1条、同第2条第2項に掲げられている。

また、社会の高度化に即応するため、大学院教育の充実と学部・学科の改組転換に全学的・組織的に取組み、使命・目的及び教育目的に沿った人材の育成と社会への貢献に努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は寄附行為、学則等に明示され、制定と改定については、理事会や教授会、研究科委員会の承認により、決定事項は役員、教職員へ報告されるため、理解と支持を得ている。また、大学の使命・目的は、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映し、これらはホームページ、大学案内の作成、オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問、企業訪問、保護者会の開催を通じて学生、保護者、学外関係者へ周知している。加えて、「部長会」「主任会議」「認証評価小委員会」における「中期目標・中期計画」（5か年間）及び「長期計画」の検

討に当たっては、その有効性の実現に努めている。

大学は創立期からの建学の精神、教育理念、教育目的を継承して現在に至るが、受験生の動向を踏まえ、適切に学部、研究科の改組を行うことで教育研究組織の見直しを行い、その整備に努めている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づき、学部、学科、研究科ごとの明確な教育目的ののっとり、アドミッションポリシーが明示されており、ホームページ、大学案内、進学相談会、オープンキャンパスなどを通して広く学外への周知が図られている。また、アドミッションポリシーは、「部長会」「主任会議」などでカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーとともに検討・改善を図り、教授会・広報委員会を通して学内教職員への周知を図っている。入学者選抜方法、実施方針は大学教授会規則及び大学教授会議事運営規則にのっとり、アドミッションポリシーの内容に沿った多様な選抜方式で実施している。入学定員の充足率は、満たしていない学科も認められるが、近年、改善の傾向にあり、全学として努力が認められる。

【参考意見】

○家政学部生活科学科については、依然として収容定員未充足となっているため、平成 27(2015)年度からの定員変更の実施も含め、確実な定員確保に向けて引続き努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部・学科、専攻科において、カリキュラムは、設置基準を遵守して学則及び科目履修要綱に明確に定めている。また、科目履修要項には、履修登録単位数の上限についても明記している。カリキュラムポリシーは、建学の精神と「教養ある専門性を持つ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を踏まえて明確に定めており、その内容はホームページに公開されている。また、教員が各学科・専攻科会議において、時代に即した育成すべき人物像を明確化し、コア・カリキュラム、授業科目等の編成について討議し、科目構成に反映させるなど、見直しと改善を行っている。長期休暇中の学修時間を確保するため学科・専修ごとに計画表を作成し、課題を設定して、保護者と内容を共有するなど、大学と保護者が一体となって学修支援を行っている。

【優れた点】

○春季・夏季における長期休暇中の学修支援として、課題を設定した年間計画表を作成し、専門教育に関する幅広い知識や考え方を学修できる取組みは高く評価できる。

【参考意見】

○年間履修登録単位数の上限は設定されているが、学修の質を担保するために年間履修登録単位数の引下げが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学科・専攻を基本単位として、学期始めには学事ガイダンス及び学科・専攻ガイダンスを実施し、教職員の連携による学修支援及び授業支援が行われている。クラスアドバイザー担当教員は、学生と年間3回の定期面談をするなど、学生の出席状況や授業態度、学生生活の状況等を把握するとともに、必要な学修指導及び生活指導を行っている。また、クラスアドバイザーにより、休学者及び留年者への面談を実施し、留年者や退学者が減少するように努めるとともに、退学後の進路について方向性を見失わないように指導している。専門分野に関連する実験・実習等では、TA制度により学修支援をしている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定は学則、「学務規程」、科目履修要綱に、進級要件は学則、科目履修要綱に、卒業要件は学則に明確に規定されている。進級・卒業認定等、その運用に当たっては、科目ごとに授業概要で示された成績評価をもとに担当教員、教務委員会、教授会において評価及び承認をしている。授業の到達目標や授業計画、評価方法等はシラバスに明記して周知を図るとともに、ホームページで学生が自由に閲覧できるように開示している。また、初回の授業において、その内容等を説明している。GPA(Grade Point Average)による評価を将来計画に盛り込み、順次学修指導に取入れている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

インターンシップ、就職対策講座及びキャリア支援として、1・2年次に必修科目として「キャリア形成教育科目」、2・3年次に選択科目として「就業体験」「インターンシップ」等の授業を開講し、さらに3・4年次には就職支援対策講座を開催するなど、支援体制が整備され、適切に運営されている。なお、健康栄養学科は、3年次から必修科目の「臨地実習」があり、キャリア支援の代替科目としての役目を果たしている。

学生が出身地域での就職を希望すれば、所属分野の企業や団体の求人情報等の収集を行い、インターンシップ、就職先として地方企業の開拓に努めている。

就職・進学に対する相談・助言体制については、その中核となる「キャリア支援センター」が整備され、教職員全員が互いに協働して運営している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価には、「クラスアドバイザー制度」や各種のアンケート調査による情報収集が有効に機能している。クラスアドバイザーは、授業の理解度や個々の学生が抱えている課題や問題について個人面談を定期的に行い、学生へのアドバイスをを行っている。

授業評価の結果に対する考察と改善策は報告が義務化されるほか、意識調査で集積した学生生活・学修などに関する事項については、点検・評価が行われ、結果がフィードバックされることで、教育課程及び生活・就職関連資料としてその後の授業や各種支援・指導に役立てられている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活安定のための支援体制として学生委員会、教育支援センター（学生相談室）、教育支援センター委員会、学事部の4組織が整備され、互いに連携し、情報を共有することで適切に運営されている。経済的支援は、「岐阜女子大学特別奨学金」等の五つの制度が活用されている。また、特別支援事業として「災害見舞金特別措置制度」「授業料減免制度」が設けられている。課外活動（クラブ活動）支援は、全学で積極的に行われている。学事部が窓口となり、週2回非常勤スタッフが保健室で健康相談室を開設し、相談に応じている。

「学生生活実態調査」などのアンケート調査を複数実施することで、学生の意見・要望を把握し、分析・検討した結果を教育支援センター等により学生サービスに反映している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保している。年齢バランスについては、一部の学部を除き概ね適切な配置となっている。教員の採用・昇任は、「採用及び昇任の審査に関する規則」等の各種規則により、適切に運用されている。教員評価は「部長会」が中心となり、14項目について実施している。FD活動は「FD委員会規程」に基づき組織的に行われている。

教養教育は、教務委員会が推進母体となり、多様化する学生に焦点を合わせた人間形成の教養教育を企画・推進している。その責任体制は「部長会」であり、大学が目指す高度

の職業人教育の教養を強く意識したものである。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎面積は、設置基準に適合し、教育研究に沿った適切な施設整備がなされ、併せて「食文化開発支援センター」等の複数の研究機関を整備し、有効に活用されている。

蔵書数約 14 万冊の図書館には、「亀井文庫」（ホイットマン文献）及び「木田文庫」（戦後教育資料）等の特殊文庫も収蔵されている。また、教育目的達成のための IT 施設が適切に整備・活用されている。

施設・設備の安全性の確保のため、計画的に耐震補強工事を実施し、「防災管理規程」に基づき防火防災訓練を行い、バリアフリー化を着実に進めている。

複数のアンケート調査により、施設・設備についての要望がくみ上げられている。授業を行う学生数は学科によって設定され、各授業が適正規模で実施されている。

【優れた点】

○サテライトキャンパスの「文化情報研究センター」の「デジタルミュージアム」は遠隔教育システムにより他の地域と同時開講が可能となり、公開講座等の種々の活動に活用している点は高く評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づいた使命・目的の実現に向けて寄附行為を定め、大学の設置、運営に関する各種法令を遵守して大学学則、大学院学則等の各種規定を体系的に整備し、経営、教育組織を構築している。法人は、寄附行為等にのっとり自主性と公共性を重んじながら誠実で継続的な運営に努めており、理事会や評議員会は適切に機能し、監査体制も整っている。管理運営の機関としては事務局を設置して法人を含めた業務を遂行している。

環境保全や人権、安全面への配慮に関しては諸規定が適切に整備、運用されている。また、情報公開においては教育内容の情報や財務情報などをホームページ上や大学案内、冊子により在校生、保護者等のステークホルダーに向けて適時公表しており、高等教育機関としての社会的責任を保ちながら、適正な運営が行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において理事会が最高意思決定機関として重要事項の審議、決定を行っている。理事会は年 4 回開催し、必要に応じて臨時理事会を開いて審議を行うなど、適切に運営されている。法人を監査する監事については、広く外部の意見を聞き、経営の透明化を図る目的で平成 24(2012)年には 1 人増員し、4 人体制とした。理事や監事、評議員には岐阜地域等の幅広い分野から有識者を選任して、多様な意見を法人の運営に取入れられるような構成としている。

また、理事会の下に置かれた常任理事会が「常任理事会規程」により法人の運営組織として中心的役割を果たしており、理事会に上程する議案の事前審議や通常的な運営に関する案件の審議を毎月行っている。この常任理事会の所管として IR 室を設置して、大学の諸活動に関する情報収集と分析、活用等を集約し、中長期の将来構想に向けた継続的で戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は、教学に関する意思決定機関として理事会、評議員会や教授会を組織している。

「岐阜女子大学教授会規程」により教授会が置かれ、学長が議長としてこれを主導し、教育・研究及び管理を統括する体制を整備している。また、理事長、学長、学部長、学生部長、研究科長等で構成する「部長会」のほか、教授会審議事項を予備審査、委託審議するための「主任会議」や各種委員会を置き、いずれも規定に基づき運営されている。同様に大学院においても大学院委員会規則により大学院委員会を置くなど、教学関連の審議機関の運営が適切に行われている。

学長は大学の意思決定と業務の遂行のため、理事会をはじめ、評議員会、常任理事会や「部長会」等の主要会議に参画し、法人の経営方針と大学の運営方針の一体化に努めており、大学の最高責任者として教育研究活動の企画立案から実現に向け、各々の組織構成を適切に機能させながらリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

毎月開催される常任理事会では理事長が議長として主催し、常任理事以外にも各学部長や事務局幹部、監事が出席して、理事会で決定された基本方針にのっとり業務の執行について審議・決定を行っている。この議を経た事項について法人に関する事項は事務局を、教学に関する事項は学長が主導する「部長会」や「主任会議」、教授会などを経て各部署に迅速かつ円滑に周知され、部門間の相互連携が適切に行われている。各部会は教員と職員で構成され、意思の疎通と意見の収集を図る仕組みが整備されており、集約された情報や提案は運営の改善、向上に反映されている。

寄附行為に基づき理事会は理事の職務執行を監督し、評議員会は理事会の諮問機関として適切に機能している。監事は4人体制で監事会を組み、内部監査室、会計監査法人とも連携して法人を監査し、運営の明確さを表明している。また、教学に関するチェック機関として「外部評価委員会」を組織し、その意見を学科・専攻の改善に取入れる体制が整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人は「学校法人杉山女子学園岐阜女子大学組織規程」に基づいて、各組織を編制している。また、業務の範囲及び権限を規定し、法人・大学の目的に向けて互いが密に連携をとれるよう配慮し、適切な職員配置を行っている。

職員は「学校法人杉山学園就業規則」「学校法人杉山学園服務規程」などにより業務を遂行しており、半期ごとに行われる業績考課による結果は、改善指導や給与面などに反映されている。

職員の多くは所属業務以外に学生募集業務を担当し、横断的に業務を担当することで全学的視野を持ち業務が執行できる体制をとっている。毎週開催される朝礼や OJT、事務局会議等における意見のくみ上げ等により、職員の資質・能力の向上を図っている。併せて各種外部研修会の参加を奨励するなど、組織的な取組みを行っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度に策定した「中期目標・中期計画」により、5 年後に帰属収入差額比率を一定以上に確保することを目標とし、その方法も具体的に定めている。

単年度消費収支は平成 3(1991)年度に収支の均衡を保ち、現在に至っている。また、収入面の 8 割を占める学生生徒等納付金は学生確保により、平成 17(2005)年度から好転し、本年度まで増加傾向にある。一方、支出については人件費の削減を行い平成 25(2013)年度には私立大学の平均値を下回っている。この結果、過去 5 年間資金の借入れはなく、平成 24(2012)年度から、帰属収支差額はプラスに転じている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき「学校法人杉山女子学園経理規定」「学校法人杉山女子学園経

理規定施行細則」及び「資金運用規定」などを遵守し適正な処理を行っている。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に積極的に参加し、担当者の会計知識を高めるとともに、公認会計士の指導も受けている。

監事は非常勤監事4人で評議員会、理事会に毎回出席し、会計及び業務執行について適正に行われているか監査を行い、毎年5月には監査報告書を作成し、理事会に付議している。また、公認会計士による外部監査については、監査法人に委嘱し、適切に実施している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

学則に基づき、目的及び社会的使命を達成するため全学的な自己点検・評価活動を行っている。平成12(2000)年度から定期的に自己点検・評価を実施し報告書を作成、平成19(2007)年度には日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けている。平成23(2011)年度には「認証評価小委員会」により「学生による授業評価を踏まえた教育改善」を、平成24(2012)年度には「学生生活実態調査の集計結果とその対応」を自己点検・自己評価報告書としてまとめ公表している。平成25(2013)年にはFD・SD委員会の各規定を定め、基本組織を整備、さらにIR室を設置するなど、自己点検・評価体制の適切な改善を自主的に行っている。

また、平成24(2012)年、平成25(2013)年には、外部評価委員会を開催し、大学全体及び各学科・専攻の教育活動等について外部評価を受け、改善策が教授会において報告されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「学生による授業評価アンケート」や文部科学省の現代 GP「大学教育・学生支援事業」などは教務委員会が中心となって実行、取りまとめを行っており、その過程で得たデータは IR 室に保管され、エビデンスとして自己点検・評価に活用している。活動の成果と課題は、「部長会」「主任会議」、教授会を経て全教職員が共通理解を持って学生指導のあり方や教育研究上の改善などに役立てている。また、公開発表会において社会に向けて発信している。

「学生生活実態調査」などは教職員側の視点だけでなく、学ぶ側の視点からも、学生の学修環境の改善や支援の充実につながり、自己点検・評価の重要な指針にもなっている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の活用のため PDCA サイクルの仕組みとして、「部長会」において検討した各自己点検・評価項目における改善・向上方策の内容が主任会議及び「認証評価小委員会」などで検討され、改善策や施策が提案される。これが関連部署に通知されるとともに、教授会で議論され、理事会で承認される。この改善・向上方策の実施を要請された部署や委員会は翌年度あるいは複数年にわたって取組み、その結果や実績などについて外部評価員の評価を受け、この評価結果は、「部長会」にフィードバックされ再度検討される。

平成 25(2013)年に IR 室が設置され、自己点検・評価や認証評価により明らかになった改善策や向上策について、教学部門、事務部門が協働して取組める体制を整えている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学、大学院のデジタル・アーキビスト教育プログラム

A-1-② 社会人のデジタル・アーキビスト教育プログラム

【概評】

大学は学則第 1 条に明記するように、「家政学及び文学に関する学術の教授及び研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を発展させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成すること」を目的としている。これに基づき、大学の持っている物的・人的資源の

社会への提供として、「デジタル・アーキビストの育成」に係る教育プログラムの開発とそれを用いた教育実践を組織的、発展的に展開してきた。

文化資料の情報化など知的財産の保護、管理、流通、利用に携わる人材（デジタル・アーキビスト）の育成は、我が国だけでなく国際的な要請でもある。欧米、韓国、中国等の諸外国では、すでに国家戦略と位置付けて教育政策を展開しており、社会的にもその重要性が広く認識されている。大学は、社会的なニーズのもとに、教育プログラムや教材を開発して学部生や、大学院生らの学修を支援し、その就職力の向上に努めている。また、学部生、大学院生だけでなく、社会人向けのデジタル・アーキビスト教育プログラムを開発するとともに、NPO 法人の発足に関わり、デジタル・アーキビストの資格認定制度を立上げ、全国各地で社会人向けのデジタル・アーキビスト養成講座を実施した。この制度を利用した受講者は多数に上り、現職・退職者、子育て世代など、幅広い年齢層の社会人に対して学修の機会を与え、デジタル・アーキビストの育成に成果を挙げていることは高く評価できる。

基準B. 社会ニーズに対応した人材育成

B-1 岐阜女子大学の社会ニーズに対応したカリキュラムマネジメント

B-1-① 入学前学修支援・初年次教育

B-1-② 資格取得支援・就職支援

【概評】

高等学校での履修科目の選択や学修差など、多様化する入学生に対して入学後に安心して学修に取り組めるよう入学前学修支援や初年次教育などの学修支援を実施している。一人ひとりの学力に合わせて「入学前学習支援テキスト」や「初年次教育用テキスト」、各学科専攻、専修における専門分野の学修に必要な基礎学力を身に付けるため「専門基礎テキスト」等を用意し、学修支援に活用している。この補完教育に対して在学生の出身高等学校向けに実施したアンケート調査では高い評価を得ている。

また、学修意欲の低下や目的意識の希薄化などの対応策として初年次教育の充実を図り、「あいさつ」「人の話を聞ける」指導及び基礎知識・理解・汎用的技術、態度・志向性、各専門等の基礎教育を実施している。学生の特性と希望に対応した学士力を修得させ、高い就職率、定着率となる教育を推進するため、必ず学修すべき重要科目（コア・カリキュラム）を構成した「カリキュラムフロー」を整備し、学生が何のために、何を学べば良いのかを理解するために有効な手段としている。このほか、大学が特徴的な支援策として位置付けている長期休暇学修支援は、支援テキストなどを用い休暇中の課題に対してテストを実施し、自身の理解度を把握、学修意欲の向上へとつなげ、有効に機能している。また、基礎学力修得のための「年間履修計画表」などを作成し、保護者にも情報提供することにより、保護者と大学が協働した学修支援となっている。

資格取得・就職支援のテーマを学生自身が「自ら問題発見をし、その解決方法を考え、協働しながら対応できる人材を育成するために、自己を探究、創造し、自分らしさを伝えられる人材育成」とし、各学科・専攻でさまざまな資格取得支援及び就職支援を実施して

いる。特に、就職支援は「キャリア支援センター」が主となり、就職ガイダンス、「インターンシップ」、教員採用試験対策講座などにより就職率の向上を図っている。また、各種支援事業に対する第三者評価を実施し、今後の改善に生かしている。

基準 C. 社会連携

C-1 社会との連携の推進

C-1-① 教育委員会等との連携による教員の実践的資質能力の向上

【概評】

教育を取巻く社会状況の変化の中で、学校現場では、児童、生徒らの学ぶ意欲の低下、自立心の低下、社会性の不足、いじめや不登校など、さまざまな教育課題が生じている。これらの課題に取り組むためには、高い専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量のある教師の育成が必要である。そのためには、大学で教師を目指して学ぶ学生の学修支援だけでなく、既に学校現場で働いている現職教員についても理論と実践の往還という視点から、より高いレベルでの学修支援が必要である。

大学は、文部科学省委託事業「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」の支援を受けて、現職の教員を続けながら大学、大学院で高度な学修支援を受けることのできる教育プログラムの開発を行った。この活動は大学と沖縄女子短期大学の教職員が中心となり、沖縄県教育庁、沖縄県教育センターの協力のもとに、現職教員として働きながら教育現場で生じるさまざまな課題を解決する仕組みと新しい教育方針の設計を行った。同時に、理論と実践の往還により、学生の力量の変化を評価する方法についても検討した。その結果、①現職の教員を続けながら大学院で修得できる実践的かつ体系的な学修プログラムの構築②小学校や幼稚園など教育現場で生じた指導上の疑問や課題をテーマとして事例研究する教育方法の開発③これらの学修について、教育委員会、短期大学、大学、大学院の4機関共同の評価検討委員会で評価する方法の開発一などの成果が得られた。これらの活動は大学と社会の連携を推進するものとして、また、教育現場で働く教員を勇気づけるものとして高く評価できる。

